

【令和6(2024)年度九州における自然災害】

令和6(2024)年度は、台風第10号、10月21日からの大^{あまみ}雨及び11月9日の奄美地方の大^{あまみ}雨などで農林水産関係の被害が発生しました。

特に台風第10号については、大分県、宮崎県及び鹿児島県（奄美地方を除く）で線状降水帯が発生し記録的な大雨となりました。また、宮崎県では突風が発生し農業ハウスが損壊するなど被害が相次ぎ発生しました。

農林水産省が公表した全国の農林水産業の被害額は、能登半島地震・豪雨の被害が最も多くなりましたが、九州においては、大雨や台風等により農林水産関係に大きな被害を受けました。

令和6(2024)年台風第10号に係る農林水産業の被害状況(九州・全国)

令和7(2025)年5月末現在

九州			全国		
合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等	合計	うち農作物等	うち農地・農業用施設等
321億円	34億円	143億円	415億円	37億円	191億円

資料：農林水産省HP「災害に関する情報」。九州値は県からの報告に基づき九州農政局が作成

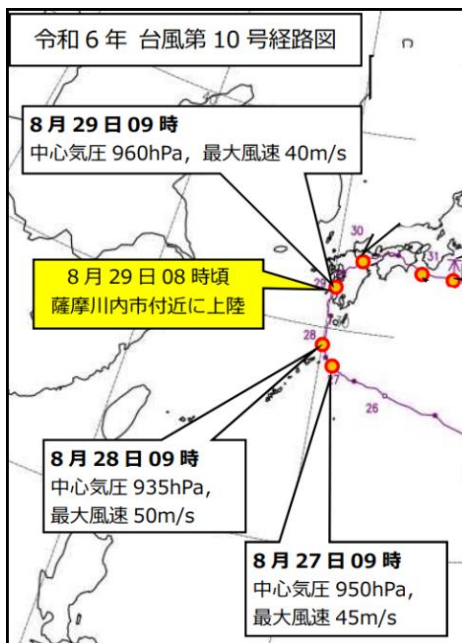
【令和6(2024)年台風第10号による被害状況】

台風第10号は、8月29日に鹿児島県薩摩川内市付近に強い勢力（960hPa）で上陸した後、やや勢力を弱めながら北東に進み、30日に大分県付近を10km/h未満の遅い速度で強風域の勢力を保ったまま、九州を横断しました。

特に、鹿児島県枕崎市では、最大瞬間風速51.5m/sの猛烈な風を観測したほか、九州の複数の地点で最大瞬間風速30m/s以上を観測しました。

また、線状降水帯等の影響により8月27日から9月1日までの期間降水量は、宮崎県えびの市で911.0ミリ、鹿児島県肝属郡錦江町で672.5ミリ、大分県由布市で645.5ミリを観測する記録的な大雨となりました。

このため、大分県、宮崎県、鹿児島県を中心に水稻の倒伏や果樹の落果、農業用ハウスの損壊が発生するなど、農作物、農業用ハウス、農業・畜産用施設、農地・農業用施設等が被害を受けました。



出典：気象庁



水稻の倒伏
(鹿児島県薩摩川内市)



日本なしの落果
(佐賀県伊万里市)



花きビニールハウスの損壊
(鹿児島県枕崎市)



堤防崩落による法面と耕地の一部流失
(大分県国東市)

【令和6(2024)年10月21日からの大雨による被害状況】

宮崎県の南部および北部の平野部では、10月21日朝から非常に激しい雨が降り始め、日向市付近及び延岡市付近では記録的短時間大雨情報が相次いで発表されました。また、南部平野部では線状降水帯が発生し10月21日から23日までの期間降水量が、各地で400ミリを超える記録的な大雨となりました。

このため、水稻、野菜、飼料作物の冠水及び土砂流入の被害が生じ、家畜（ブロイラー）が死亡しました。また、農業用ハウス及び畜産施設への土砂流入、農地・農業用施設等が被害を受けました。



ミニトマト（ハウス）冠水
(宮崎県門川町)

【令和6(2024)年11月9日の大雨による被害状況・復旧支援】

鹿児島県与論町では11月9日未明から線状降水帯が発生し、11月としては初めて大雨特別警報が発表されました。

11月8日～9日までの24時間降水量は、鹿児島県与論町で594.0ミリを観測し、観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となりました。

このため、飼料作物、サトウキビ、花き、野菜ほ場の冠水被害が生じました。

また、農業用ハウスの一部倒壊、共同利用施設（製糖工場）や農業用機械（かん水用ポンプ）の浸水、農地・農業用施設等が被害を受けました。

大雨による被災地を支援するため、九州農政局から2名の技術系職員（MAFF-SAT）を派遣し、被災状況（農道、排水路及び農業用ハウス）の聞き取りを行いました。

※派遣期間：令和6(2024)年11月28日から29日



マンゴーハウスの冠水
(鹿児島県与論町)



技術系職員による被災
状況調査

【令和6(2024)年台風第10号により被災した農地・農業用施設等の復旧支援】

九州農政局は、延べ11名の技術系職員（MAFF-SAT）を被災地方公共団体及び現地等に派遣し、被害・災害対応状況等を把握するとともに、早期復旧に向けた技術的アドバイス等を行いました。

特に被害の多かった、農地・農業用施設及び農村生活環境施設については、査定前着工により早期復旧を進め、災害査定（2,827件）を同年12月までに行いました。



被災ため池の応急対策を支援
(大分県国東市)



技術系職員による被災状況調査
(鹿児島県錦江町)



取水用応急ポンプ貸出
(熊本県熊本市)

【激甚化する自然災害への対応の強化】

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、大規模災害による農業関係の被害は増加傾向にあります。

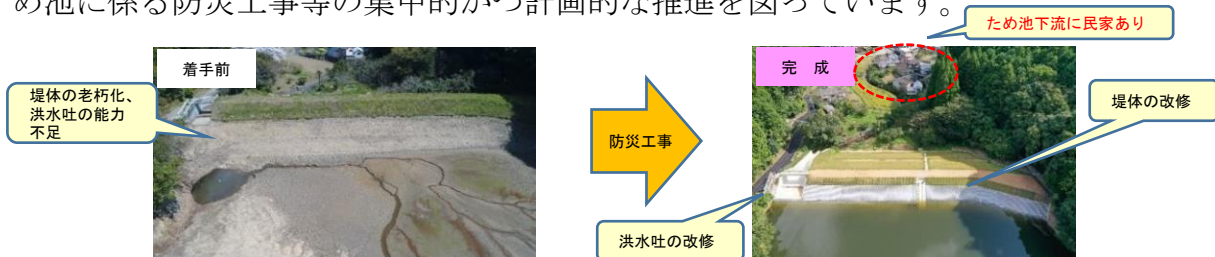
このため、九州農政局では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2（2020）年12月11日閣議決定）」を踏まえ、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、流域治水の取組や防災重点農業用ため池の整備などの国土強靱化を加速化させています。

また、災害査定の前段階で、簡易な資料による打合せのみ（あるいは打合せ不要）で応急工事に着手することが可能となる査定前着工制度の活用を推進するとともに、大規模災害への対応を平時から行うなど、災害からの復旧の効率化・迅速化に努めています。

* 農業用ため池のうち、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」で都道府県知事が指定したもの。

【防災重点農業用ため池における防災工事等の推進】

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護することを目的として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2（2020）年10月1日施行）が制定され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図っています。



【災害復旧の迅速化・効率化】

被害の拡大防止や営農活動の早期再開等を図るため、査定前着工制度の積極的な活用を推進しています。



令和6年台風10号の影響により被災した農業用水路の応急仮工事事例

また、地方公共団体等の災害復旧事業にかかる通知を発出し効率的な復旧の促進を図っています。

- ①大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針が適用された場合、広範囲に点在した被災箇所を一箇所の工事として「統合」することを可能としました。（令和6（2024）年7月12日通知）
- ②農業用ため池の災害復旧について、改めて、取扱いの事例をあげて、原形復旧にとどまらない復旧や、災害復旧事業に加え災害関連事業を活用した改良復旧の取組（堤体の余裕高不足や余水吐の断面不足の解消等）の推進を周知しました。（令和6（2024）年12月12日通知）

【平時の取組】

九州農政局では、令和4年度から令和6年度にかけて、九州局管内233市町村に対して、平時に市町村を個別に訪問し大規模災害発生時の対応が速やかに行われるよう、災害復旧に向けて行うべき作業・手続・手順等を事前に説明する取組を行いました。

【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進】

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しています。これらの農地・農業水利施設が持つ多面的機能を活かして、関係者が協働して流域の防災・減災に取り組む「流域治水」を推進しています。

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）



資料：農林水産省農村振興局関係予算 概算決定の概要より

【流域治水への対応（協議会への参画と取組を支援）】

九州農政局では球磨川水系をはじめ九州の一級水系及び二級水系の流域治水協議会に参画し、関係機関の各種取組を支援しています。

【既存農業用ダムの活用（事前放流等の取組を支援）】

九州の65水系（一級河川：14水系、二級河川：51水系）の農業用ダムにおいて、大雨が予想される際に、あらかじめダムの水位を低下させる事前放流等の実施方針を定めた治水協定を98協定（一級河川：37協定、二級河川：61協定）締結しました。九州農政局では治水協定を締結した国営造成23ダム、関係自治体等が管理する75ダムの事前放流等を支援しています（令和7（2025）年3月31日時点）。

【水田の貯留機能の活用（田んぼダムの取組を支援）】

田んぼダムは平成14（2002）年に新潟県で始まり、現在全国約8.6万haに広がっています。九州では、令和2年7月豪雨で大きな被害が発生した球磨川流域や福岡県、佐賀県、大分県で取組が進められています。九州農政局ではこの取組を支援し、広域的な取組の推進を図ります。

【クリークの活用（先行排水の取組を支援）】

筑後川下流域の筑後・佐賀平野には貯水機能と用排兼用機能を有するクリーク（農業用排水路）が広がっており、農業用水の安定供給のみならず、大雨前には先行排水を行い、空き容量を確保することで洪水調節の役割を担っています。九州農政局ではクリークや排水機場の整備等を支援し、先行排水の取組拡大を推進しています。